

開 覧 設 計 書

工 事 名	照明灯設置工事（長峰公園）
施行箇所	矢板市中地内
工 期	令和8年1月16日まで

入 札 日	令和7年8月28日	時間については、入札通知書により確認のこと
場 所		
閲覧期間	令和 年 月 日～令和 7年 8月27日	
担 当	都市整備課	

そ の 他	
-------	--

番号		設計 の 理由	市民の憩いの場として、長峰公園の 魅力度を向上させるため、本工事を 要する。		工期	R8.1.16 限り	施工 方法	条件付 一般競 争入札	市長
実 施 設 計 書 照明灯設置工事（長峰公園） 矢板市中地内 設計概要									副市長
									課長
土工 N=1式									
照明灯基礎 N=5基									
照明灯設置 N=5基									
									G L
									設計者
設計書用紙（甲） 栃木県矢板市									
請負工事金額 工事価格 消費税相当額 金 内 訳 金 金 円 円 円									
予 算 額				増減額	予 算 額 に対する				理 由
査 定 額					査 定 額				
実施 前回	設計額				増 減 額				
	請負額				前 設 計 額				
	請負率				請 負 額				
今回 変更	設計額			に 対 す る					
	請負額			増 減 額					

位置図



施 工 条 件 書

照明灯設置工事（長峰公園）

矢板市中地内

項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等	項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等
工 事 係	・ 工事着手前に施工計画書を提出し、監督員と協議すること。	仮 設 係	・ 仮設備の構造及び施工方法は、施工計画書に明示したうえで、監督員と協議すること。 ・ 工事表示等保安施設については、所定の位置に設置し、夜間においても遠方から確認できるようにすること。また、常に巡回を行い、安全確認を行いこと。特に交差点付近の工事となる場合は、万全を期すこと。
工 程 係	・ 工事に何らかの支障があり、工程が遅れる場合、監督職員と協議すること。 ・ 近接工事がある場合は、請負業者間で工程調整等を行うこと。	建設副産物係	・ 建設副産物関係については下記のとおりとする。 1. 建設残土 (1) 処分方法：場内処分 場所については、監督員と協議すること。 (2) 運搬距離： _____ km (3) 実距離に応じて変更とする。 ※捨土処理報告書を作成し、監督員に提出するものとする。 ※日曜、祭日、夜間の捨土は不可。 2. 建設廃材 (1) A s ・ C o 塊 (2) 運搬距離： _____ km 指定の中間処理施設に搬入すること。 ※ A s ・ C o 塊は 3 0 cm 未満に破壊すること。 3. 建設廃棄物 プラスチック、CCA処理材 (1) 処分方法：最終処分 (2) 箇 所 名：東武商事 (3) 運搬距離： _____ Km 指定の最終処理施設で適切に処理すること。 ※建設廃棄物処理委託契約を処理業者と締結し、契約書の写しを建設副産物処理承認申請書に添付すること。 ※マニフェストE票の写しを竣工図書に添付すること。 ・ 再生資源利用〔促進〕計画書の提出 工事を実施するにあたり、再生資源利用〔促進〕計画書を施工計画書に添付するものとし、計画書の実施状況については、再生資源利用〔促進〕実施書を作成して、工事完了後速やかに実施書及びCD等電子媒体を発注者に提出すること。 なお、監督員の承諾を得て、施工計画書を省略する場合においても、再生資源利用〔促進〕実施書等については、提出するものとする。 また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成にあたり、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システムを利用するものとする。
用 地 係	・ 測量杭、境界杭等（プラ杭、木杭）は、工事車両、建設機械等で動かさぬよう確実に養生すること。 ・ 施工上、個人の土地に立ち入らなければならない場合は、土地所有者の許可を得ること。		
公 害 対 策 係	・ 作業中の騒音、振動については、できる限り配慮すること。 ・ 原則として日曜、祭日等の作業は避けること。 ・ 残土運搬時、路上に落ちた土砂等の清掃を行うこと。（特に搬入先の路上） ・ 当該工事により、付近の家屋、工作物等に被害を及ぼす恐れがあるところは、着工前に外観調査（写真等を含む）を行うこと。		
安 全 対 策 係	・ 施工の安全確保の徹底を図るため、作業員全員による定期的な教育、訓練等を実施すること。（労働災害防止） ・ 公園内での施工となるため、来園者の安全対策には特に留意すること。		
安 全 訓 練	・ 工事期間中、安全・衛生に関する研修・訓練等を月1回（半日）以上実施する。 ・ KY日報を作成し、竣工図書に添付すること。		

施 工 条 件 書

照明灯設置工事（長峰公園）

矢板市中地内

項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等	項 目	施 工 条 件 ・ 内 容 等
工事用道路 関 係	・住宅等に車が出入りするときは、速やかに通行を確保すること。 ・片側通行、全面通行止め等で施工する場合、所轄の警察署の許可及び矢板消防署、郵便局等の同意を得ること。 ・迂回路の場合、案内看板等を設置し、安全確保のため常に巡回すること。	排水口（濁 水処理含） 関 係	・地下水は、水路等への放流により適切に処理し、周辺を汚さないこと。 ・工事による廃油、廃材等については、絶対に河川等に流さないこと。
支障物件等	・地下埋設物や他の公共施設との離隔は、30cm以上確保する。 ・地下埋設物（上水道管、NTTケーブル、電力ケーブル、防火水槽など）については、工事着工前に図面等により確認し、施工時には管理者の立会いを依頼すること。 ※上下水道事務所 上水道担当 0287-44-1511 ※NTT東日本 0120-116-000 ※東京電力カスタマーセンター 0120-995-112 ※矢板警察署 0287-43-0110 ※矢板消防署 0287-44-2511	そ の 他	・本工事は、土木工事共通仕様書及び土木工事必携を準用する。 ・特記仕様書を遵守すること。 ・請負者は、任意の基準点等を設置した場合は、監督員の確認を得ること。 ・建設業退職金共済証紙購入報告書を提出すること。 ・疑義が生じたときは、監督員と協議すること。 ・工事竣工図書の一部（工事竣工図）を電子納品とすること。竣工図作成については、監督員の指示に従うこと。 ・工事着手時に起工測量を行い、設計図書と現場との照査を行い、監督員に報告すること。
過積載防止	・ダンプトラック過積載による違法運転の防止実施要領により、下記のことについて遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積込ませない。 ※不表示者とは「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（「ダンプカー規正法」）第4条における表示義務違反車をいう。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行う場合、または、さし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。		

(別紙 6)

廃材処理報告書

令和 年 月 日

矢板市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

廃材処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 処 分 場 所

4. 処分地所有者名
又は処理施設社名

5. 処 理 量

6. 付 属 書 類

写真（中間処理施設看板、廃材幅管理）、位置図
中間処理施設入荷証明

特 記 仕 様 書

1. 本工事の主任技術者は、次に掲げる資格を有する者を当てなければならない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を二級の建設機械施工管理又は、二級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに建設大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

(2) 技術法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

なお、主任技術者等の通知書に合格証明書等有資格技術者であることを証するもの（写しでもよい）を添付すること。

電子納品に関する特記仕様書

(建設工事)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、当該工事（以下「本工事」という。）の最終成果品を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

(成果品の提出)

第3条 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステム及びウィルス対策ソフトを利用してチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納することとする。提出物は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副各1部、計2部とする。

なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

(成果品の保管)

第4条 請負者は、発注者に提出する電子媒体に格納したデータを、バックアップとして請負者のハードディスク等に保管し、その保管年数は10年間を原則とする。

(成果品の確認)

第5条 請負者は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）提出時において、電子データが「ガイドライン」に基づき作成されていることを、監督職員の立会いのもと確認する。

なお、電子データの検査方法については、別途協議のうえ決定する。

(その他)

第6条 請負者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

事務所 設計書名 変更回数	11 矢板市 実施設計書 0	当初 06-11003100000-40
適用単価区分 適用単価地区 適用単価世代	1 実施単価 61 矢板土木事務所管内 0-070710(0)	
諸経費体系 ファイル名	1 一般公共 照明灯設置工事（長峰公園）.ES5	
	当 世 代	前 世 代
前払率 工種 現場環境改善費 市街地補正区分 交通規制区分 電力区分 ゼロ債務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 ICT間接費率補正の有無 消費税等の率	40 09 公園工事 00 計上しない 12 市街地以外 03 一般交通影響なし 01 50KW未満 01 補正なし 01 補正なし 03 補正なし 01 補正なし 06 10%適用	
	</	

06-11003100000-40

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	摘 要
本 工 事					
施設整備		1式			Y0XZZ
電気設備工		1式			Y0X3J
照明設備工		1式			Y0X3J2BA
照明灯		1式			Y0X3J2BA4TQ
照明灯基礎		基		5	G0100
照明灯設置		基		5	G0110
作業土工		1式			Y0X3J20B
床掘り		1式			Y0X3J20B40R
床掘り A=1,B=5	土砂 小規模	m ³		5	SZA161
埋戻し		1式			Y0X3J20B5F2
埋戻し A=5,B=1	土砂 小規模	m ³		4	SZA181

06-11003100000-40

数量総括表 (設計書)

頁0-0004

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
照明灯基礎					G0100
基礎コンクリート	小型構造物 人力打設 A=2, B=4, E=2, G=2, K=1, L=2, M=2, O=1, P=1, Q=1, R=2	m 3		0.20	SZB401
型枠	一般型枠 小型構造物 A=1, B=2	m 2		1.60	SZB431
基礎碎石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生クラッシャーラン RC-40 A=2	m 2		0.36	SZA391
計		基		1	

06-11003100000-40

数量総括表 (設計書)

頁0-0005

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
照明灯設置					G0110
照明灯	ボール光 LED、ソーラータイプ	組		1	W0001
照明灯設置	建込	式		1	W0002
計		基		1	

06-11003100000-40

委託費内訳書

入札日 令和 年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名
(代理人)

印
印)

業務名

委託箇所

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	金 額	備 考
＊ ＊ 本 工 事 ＊ ＊				
施設整備	1	式		
電気設備工	1	式		
照明設備工	1	式		
作業土工	1	式		
＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊	1	式		
共通仮設費（率分）	1	式		
＊ ＊ 共通仮設費計 ＊ ＊	1	式		
＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊	1	式		
現場管理費	1	式		
＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊	1	式		
一般管理費等	1	式		
＊ 一般管理費等計 ＊ ＊	1	式		
＊ ＊ 工事価格 ＊ ＊	1	式		
＊ ＊ 工事価格計 ＊ ＊	1	式		

注1)「費目・工種・施工名称など」欄には、設計書の「数量総括表」の項目、工種、種別に該当する項目の全て、及び直接経費、間接経費、その他原価、一般管理費等、諸経費、技術経費等について記入すること。

注2)直接経費及び間接経費については、合計金額のほか、直接経費の内訳として安全費、事務用品費、旅費交通費、電子計算機使用料等、間接経費の内訳として運搬費、準備費、仮設費、施工管理費等のうち、当該業務で該当する項目全てについて記入すること。

注3)不明な点は事業主管課等に確認すること。

工 事 数 量 総 括 表

照明灯設置工事（長峰公園）

[illegible]

電気設備工 数量集計表

[illegible]

敷地造成工

[illegible]

1基当り数量

1基当り数量

名 称	規 格	計 算 式				数 量
床堀		1.100 × 1.100 × 0.800 + 0.600				1.004 m3
		× 0.600 × 0.100				
埋戻		1.100 × 1.100 × 0.800 - 0.500				0.768 m3
		× 0.500 × 0.800				
残土処分		1.004 - 0.768/0.9				0.151 m3
照明灯	LED照明・ソーラータイプ					1.000 組
基礎コンクリート	18N-8-40	0.500 × 0.500 × 0.800 - π/4				0.196 m3
		× 0.0763 × 0.0763 × 0.800				
型枠		0.500 × 0.800 × 4.000				1.600 m2
基礎砕石	RC-40, T=100	0.600 × 0.600				0.360 m2
基面整正		0.600 × 0.600				0.360 m2

様式-1 (土木関係)

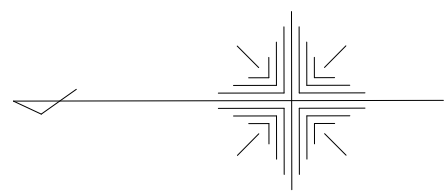
公 表 單 價 一 覽 表

工事及び業務名

照明灯設置工事（長峰公園）

[illegible]

長 峰 公 園 平 面 図 S=1：1000

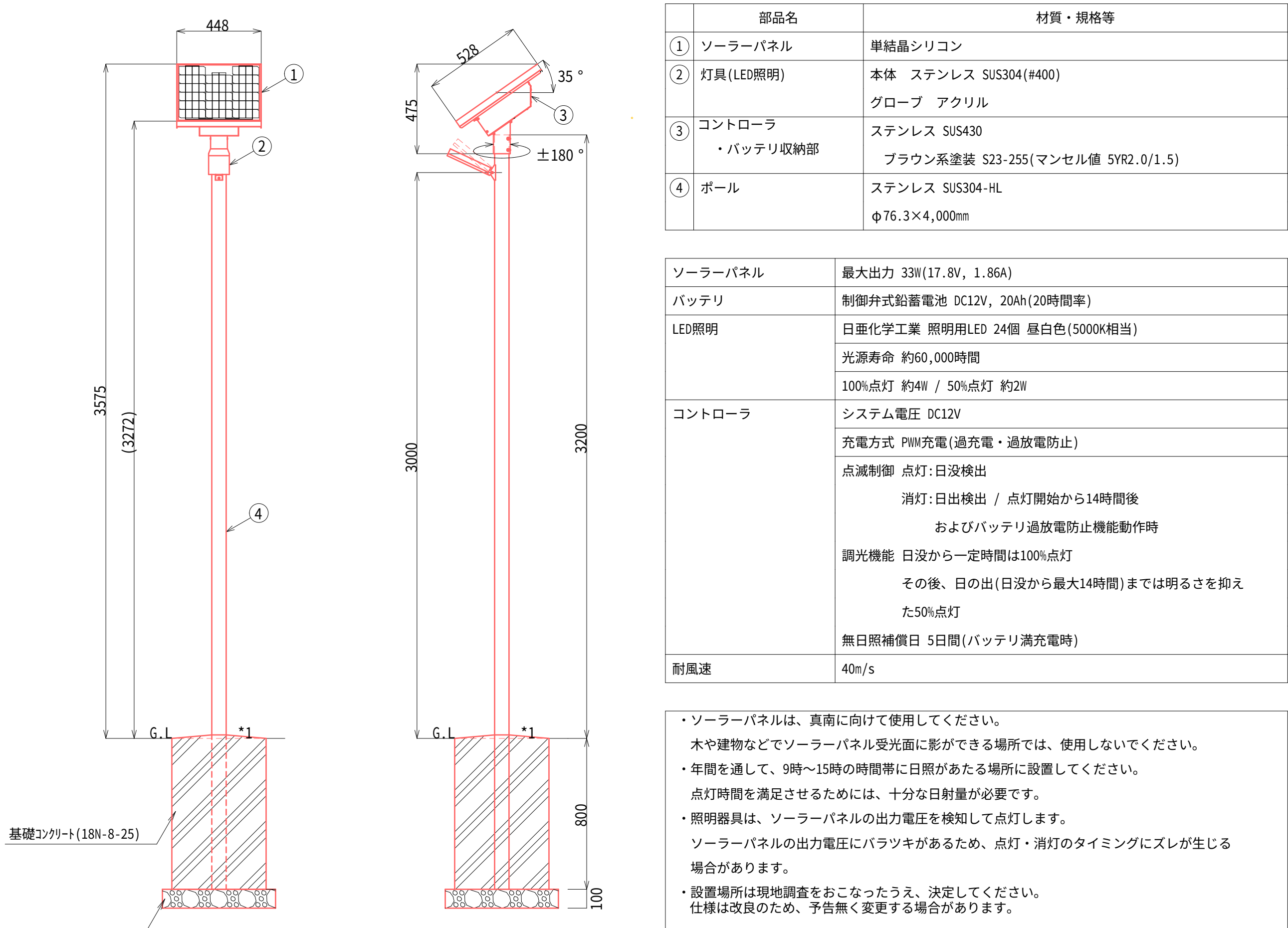


既設照明	
計画照明(N01~N05)	

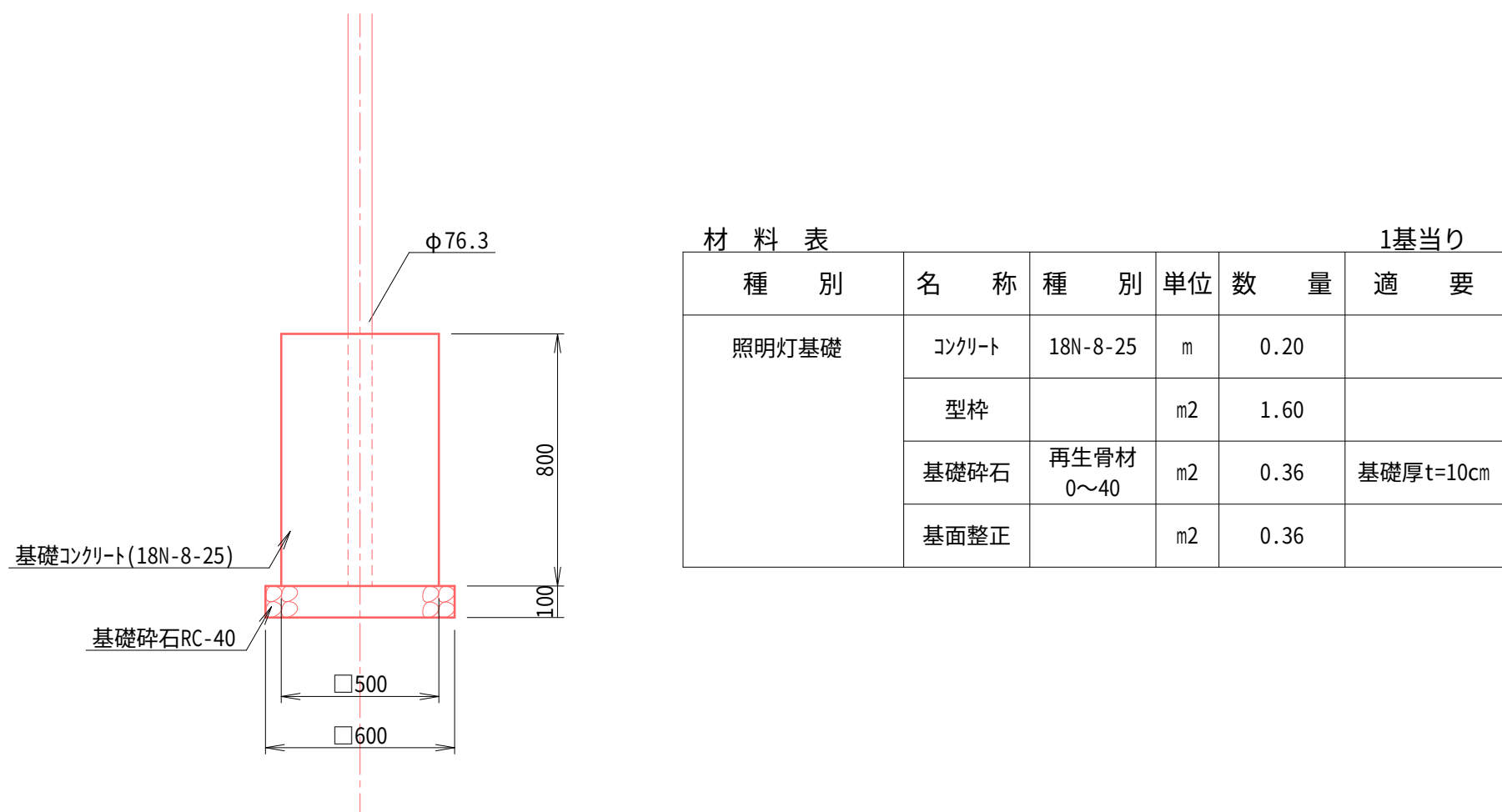
当 初

工 事 名	令和7年度 照明灯設置工事(長峰公園) 矢板市 中 地内		
図 面 名	平 面 図		
作成年月日			
縮 尺	1：1000	図面番号	1/2
会 社 名			
事務所名	矢 板 市 役 所		

公園照明灯構造図（参考図）



照明灯基礎構造図 S=1：20



当初

工 事 名	令和 7 年度 照明灯設置工事(長峰公園) 矢板市 中 地内		
図 面 名	公園照明灯構造図(参考図)		
作成年月日			
縮 尺	1:20	図面番号	2/2
会 社 名			
事務所名	矢 板 市 役 所		